

保護者 様

川崎市立高津高等学校（定時制）  
校 長 山 口 尚 史

「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」発表時等における  
臨時休業について（お知らせ）

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本校では「**特別警報**」（各警報の基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される警報）及び「**暴風警報**」・「**暴風雪警報**」が発表されたときの生徒の安全確保についての対応につきましては、次の通りとさせていただきます。内容をご確認いただき、趣旨についてご理解くださいますようお願い申し上げます。

1. **神奈川県**の全域、または**県内の一部**（川崎市に限りません）に「**特別警報**」及び「**暴風警報**」・「**暴風雪警報**」の**いずれか**が発表された場合は、生徒の安全確保のため、以下の通りとします。
  - (1) **午後2時の時点**で発表、あるいは、発表が継続されていた場合
    - 当日一日を臨時休業（休校）**とします。尚、学校からご家庭には連絡はいたしません。
  - (2) **午後2時を過ぎて**から発表された場合
    - 発表された時点から臨時休業（休校）**とします。通学途中や在校中の場合は以下の通りとします。
      - ア **通学途中**  
ただちに生徒は、**帰宅**することを原則とします。ただし登校するほうが安全な場合は、登校し、安全の確保を図るようにします。
      - イ **在校中**  
授業時間を繰り上げる等、できるだけ安全なうちに生徒を**下校**させます。  
ただし、下校する時間が台風等の襲来と重なった場合等は、公共交通機関の運行状況も踏まえ、安全な帰宅が可能か判断し、必要に応じて学校待機などの措置を講ずることがあります。
2. 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」**以外の警報**（「大雨警報」「大雪警報」等）が午後2時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合や生徒の登校後に発表された場合などについては、その**状況に応じて学校として判断**を行い、臨時休業になる場合には保護者の皆様にご連絡いたします。
3. その日を臨時休業と決定した場合、途中で天候が回復しても登校時間を繰り下げて授業を実施することはいたしません。  
ただし、通学路の安全を確認した上で、部活動や委員会活動など放課後の生徒の活動について実施することがありますが、その際にはご連絡いたします。

ご不明な点がある場合は、定時制教頭：齋藤（Tel.044-811-2555）までご相談ください。